

芽室町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等業務仕様書

1 業務名

芽室町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等業務

2 期間

契約の日から令和8年3月31日まで

3 目的

国や北海道の動向、地域の高齢者の状況等を的確に把握し、芽室町が取り組むべき課題や高齢者福祉施策の方向性、サービス目標量等を定める、第10期芽室町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下、第10期計画という。）策定の基礎となる調査を実施する。なお、第10期計画では、国の認知症施策推進基本計画を勘案した認知症施策推進計画を一体的に策定する。

4 一体的に策定する計画（事項）

- ・介護保険事業計画（介護保険法第百十七条に基づく計画）
- ・高齢者福祉計画（老人福祉法第二十条の八に基づく計画）
- ・認知症施策推進計画（共生社会の実現を推進するための認知症基本法第十三条に基づく計画）

5 業務内容

（1）基礎的な地域データ及び資料の整理分析

高齢者福祉・介護保険をめぐる施策動向、芽室町の概要及び地域福祉資源の整備状況、高齢者の現況及びサービスの利用状況等について、芽室町が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。

（2）アンケート調査の実施

現状の把握及び次期計画での重点施策検討の基礎資料とするため、以下のアンケート調査を実施する。

① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施

高齢者の意識、生活実態、健康状態、介護環境等を調査し、日常生活や地域における課題、サービスの利用状況、ニーズ等の把握を行う。また、認知症施策を包括する可能性を考慮し、必要に応じて認知症に関する設問の設計を行う。

調査票の配布・回収に必要な作業は、委託者が行う（必要な費用についても委託者が負担する）。受託者は調査票の設計・印刷及び委託者から受領した回収票の入力・単純集計・クロス集計・現年の分析・経年変化の分析を行い、調査結果を報告書としてとりまとめる。

【日常生活圏域ニーズ調査の実施概要】

調査対象	65歳以上的一般高齢者及び要支援1・2、事業対象者の高齢者
配布数	1種 2,000票（回収率50%見込み）
調査方法	郵送法
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

② 在宅介護実態調査の分析

介護している家族の生活実態や抱える問題等を把握し、介護離職を防止するに資するサービスの検討のための基礎資料とするため、要介護認定者の家族を対象とした調査を行う。調査は郵送法により実施する。

調査票の配布・回収に必要な作業は、委託者が行う（必要な費用についても委託者が負担する）。受託者は調査票の設計・印刷及び委託者から受領した回収票の入力・集計・分析を行い、調査結果を報告書としてとりまとめる。

【在宅介護実態調査の実施概要】

調査対象	契約の日から1月末までに認定調査の対象となる高齢者の家族
調査数	1種 260票（回収率50%見込み）
調査方法	郵送法
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

③ 独自調査

芽室町に有益な事項などの独自調査として介護関係職員調査を実施する。

調査票の配布（100票程度）・回収に必要な作業は、委託者が行う（必要な費用についても委託者が負担する）。受託者は調査票の設計・印刷及び委託者から受領した回収票の入力・集計・分析を行い、調査結果を報告書としてとりまとめる。

（3）打合せ協議等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、業務責任者と監督員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すこととし、その内容についてはその都度受託者が書面（打合せ記録簿等）に記録し、相互に確認することとする。

なお、業務責任者又は業務担当者は月1回以上の頻度で発注者を訪問し、本業務の進捗状況の報告もしくはその他必要な打合せを行うものとする。

6 成果品

- ・アンケート票（3種：日常生活圏域ニーズ調査票、在宅介護実態調査票、独自調査票）
- ・アンケート調査報告書（A4判、150頁程度、1色刷）：3部

- ・アンケート結果集計表（見える化システム投入用に加工）
- ・上記データ一式

7 その他

- (1) 本業務を進めるにあたって、個人情報及びプライバシーの保護が必要であることから、受託者は、芽室町個人情報保護に関する法律施行条例を順守するとともに、「プライバシーマーク」認証を要する。
- (2) 仕様書に記載されていない業務が発生した場合は、双方で協議し、対応の可否を含めて別途決定する。
- (3) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。